

業庫第77号(例)

2020年11月18日

歳入代理店 御中
歳入復代理店

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

今般、規程整備を図る観点から一部の書式について見直しを行い、標記規程(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、2020年11月24日から実施することとしましたので通知します。

なお、同日以降も当分の間、改正前の書式を経過的に使用することは差し支えありませんので、申し添えます。

以 上

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- I 7. (3) を横線のとおり改める。

(3) 歳入代理店等の店舗種別の変更に関する届出

次表の「対象店舗」欄に記載の店舗が、「支店から出張所（農林中央金庫の事務所を含み、移動店舗または無人店舗による出張所を除く。以下、(3)において同じ。）」または「出張所から支店」に変更となる場合には、「提出者」欄に記載の者が、「提出先」欄に記載の日本銀行の本支店に、「届出の様式」欄に記載の様式で届出を行う。

対象店舗	提出者	提出先	届出の様式
歳入代理店	歳入代理店 引受金融機関	本店または店舗種別が変更となる店舗の所在地を業務区域とする日本銀行の本支店	歳入代理店 店舗位置変更届 (様式第8号) <u>代理店店舗位置 名称等変更届 (様式第1号)</u>
歳入復代理店 (金融機関)	復託元の歳入代理店 引受金融機関	日本銀行本店	歳入復代理店 店舗種別変更届 (様式第9号) <u>歳入復代理店 店舗位置名称等変更届 (様式第2号)</u>

- 付録Ⅲ の目次を横線のとおり改める。

目 次

様式 番号	名 称	届出の対象店舗	ページ
1	代理店店舗位置名称等変更届	歳入代理店	
2	歳入復代理店店舗位置名称等変更届	歳入復代理店（金融機関）	
3	歳入復代理店等店舗位置名称等変更届	歳入復代理店（銀行代理業者等） 歳入復々代理店（銀行代理業者等）	
4	歳入代理店廃止届	歳入代理店	
5	歳入復代理店廃止届	歳入復代理店（金融機関）	
6	〃	歳入復代理店（銀行代理業者等）	
7	歳入復々代理店廃止届	歳入復々代理店（銀行代理業者等）	
8	歳入代理店店舗種別変更届	歳入代理店	
9	歳入復代理店店舗種別変更届	歳入復代理店（金融機関）	
10	資金払込店変更届	歳入代理店	
11	〃	歳入復代理店（金融機関）	
12	〃	歳入復代理店（銀行代理業者等）	
13	〃	歳入復々代理店（銀行代理業者等）	
14	証票提出先変更届	歳入代理店	
15	〃	歳入復代理店（金融機関）	
16	〃	歳入復代理店（銀行代理業者等）	
17	〃	歳入復々代理店（銀行代理業者等）	
18	歳入金等の受入に際し使用する出納印 に関する届	歳入代理店	
19	〃	歳入復代理店（金融機関）	
20	〃	歳入復代理店（銀行代理業者等）	
21	〃	歳入復々代理店（銀行代理業者等）	
22	集計表集中作成事務について	払込店	
23	〃	払込店	

本銀行本店または支店に提出する。

2. 「代理店等の種類」欄の該当事項の全部に○を表示。
3. 「(位置)」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。
4. 資金払込店としての事務のみ行っている（代理店等の事務を行っていない）店舗の店舗位置に変更がある場合には、本届出の提出を要しない。
5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）
6. 歳入代理店の店舗種別の変更を伴う場合には、本届により店舗名称の変更として届出る。

- **付録Ⅲ** の様式第 2 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 2 号

歳入復代理店店舗位置名称等変更届

(日付)

日本銀行 業務局長 殿

(復讞に関する契約締結先および本部部署) (金融機関コード)

(復讞に関する契約締結先の本部部署の責任者)

_____ 

歳入復代理店事務 取扱金融機関名	(現在の名称)	(変更後の名称)	
現在の店舗名称 および店番号 (※払込店の場合は○を表示)	(店舗名称)	(店番号)	(払込店※)
変更後の店舗名称 店番号または位置	(店舗名称)	(店番号)	
	(位置)		
変 更 年 月 日	年 月 日		

(備考)

1. 変更日の一か月前を目途に、日本銀行本店に提出する。
2. 「(位置)」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。
3. 店番号とは、「金融機関コード便覧」(金融機関共同コード管理委員会(一般社団法人全国銀行協会)編集・発行)等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
4. 店舗種別の変更を伴う場合には、本届により店舗名称の変更として届出る。

- **付録Ⅲ** の様式第 3 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 3 号

歳入復代理店等店舗位置名称等変更届

(日付)

日本銀行 業務局長 殿
 または日本銀行 支店長 殿

(復託元金融機関および本部部署) (金融機関コード)

(復託元金融機関の本部署の責任者)

印

代理店の種類 (該当事項に○を表示)	歳入復代理店	国債復代理店	歳入復々代理店
銀行代理業者等名	(現在の名称)	(変更後の名称)	
現在の店舗名称 および店番号	(店舗名称)		(店番号)
変更後の店舗名 称、店番号または 位置	(店舗名称)		(店番号)
	(位置)		
変更年月日	年 月 日		

(備考)

1. 変更日の一か月前を目途に、復託元金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
2. 「代理店の種類」欄の該当事項の全部に○を表示。
3. 「(位置)」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記

載する。

4. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。

- ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
- ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
- ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

○ **付録Ⅲ** の様式第 4 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 4 号

歳入代理店廃止届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(約定先)

(金融機関コード)

(代表者)

_____ 印

下記店舗は 年 月 日限りで貴行歳入代理店を廃止しますので、
お届けします。

記

歳入代理店契約締結日		廃止事由	
年 月 日			
取扱店名		店番号	
位置			
払込店名 <small>(歳入代理店の廃止に伴い払込店でなくなる場合には冒頭に△を付す。また、集計表の集中作成を取り止める場合には冒頭に▲を付す。)</small>	資金払込店名	証票提出先名	証票等承継店名

(日銀使用欄)

システム適用日

(備考)

1. 廃止日の一か月前を目途に、本店または廃止する歳入代理店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。

2. 廃止事由は「店舗廃止」、「一般代理店設置」、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」または「店舗内店舗への変更」と記載する（既存の店舗内店舗について歳入代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。）。これら以外の事由による廃止の場合には本届出書は使用しない。
3. 「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

- **付録Ⅲ** の様式第5号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第5号

歳入復代理店廃止届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託に関する契約締結先) (金融機関コード)

--

(代表者)



下記店舗は 年 月 日限りで貴行歳入復代理店を廃止しますので、お届けします。

記

日本銀行との間の復託に関する契約締結日		廃止事由	
年 月 日			
歳入復代理店事務 取扱金融機関名	金融機関コード	取扱店名	店番号
位置			
払込店名 <small>(歳入復代理店の廃止に伴い払込店でなくなる場合には冒頭に△を付す。また、集計表の集中作成を取り止める場合には冒頭に▲を付す。)</small>	資金払込店名	証票提出先名	証票等承継店名

(日銀使用欄)

システム適用日	
---------	--

(備考)

1. 廃止日の一か月前を目途に日本銀行本店に提出する。なお、「復託に関する契約」とは日本銀行と復託に関する契約締結先との間に締結した歳入代理店事務の金融機関に対する復託に関する契約をいう。
2. 廃止事由は「店舗廃止」、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」または「店舗内店舗への変更」と記載する（既存の店舗内店舗について歳入復代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。）。これら以外の事由による廃止の場合には本届出書は使用しない。
3. 「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、「金融機関コード便覧」（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。

- **付録Ⅲ** の様式第 6 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 6 号

歳入復代理店廃止届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託元金融機関)

(金融機関コード)

--

(代表者)

印

下記店舗は 年 月 日限りで貴行歳入復代理店を廃止しますので、お届けします。

記

日本銀行との間の復託に関する契約締結日		廃止事由	
年 月 日			
銀行代理業者等名	取扱店名	店番号	
位置			
払込店名 <small>(集計表の集中作成を取り止める場合には冒頭に▲を付す。)</small>	資金払込店名	証票提出先名	証票等承継店名

(日銀使用欄)

システム適用日	
---------	--

(備考)

1. 廃止日の一か月前を目途に、復託元金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。なお、「復託に関する契約」とは、日本銀行と復託元金融機

- 関との間に締結した歳入代理店事務の銀行代理業者等に対する復託に関する契約をいう。
2. 廃止事由は「店舗廃止」、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」、「店舗内店舗への変更」または「銀行代理業等の契約解除」と記載する（既存の店舗内店舗について歳入復代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。）。これら以外の事由による廃止の場合には本届書は使用しない。
 3. 「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。
 4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
 5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

○ **付録Ⅲ** の様式第7号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第7号

歳入復々代理店廃止届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託および復々託に関する契約締結先) (金融機関コード)

--

(代表者)

印

下記店舗は 年 月 日限りで貴行歳入復々代理店を廃止しますので、
お届けします。

記

日本銀行との間の復託および 復々託に関する契約締結日		廃止事由	
年 月 日			
銀行代理業者等名	取扱店名	店番号	
位置			
払込店名 <small>(集計表の集中作成を取り止める場合には冒頭に▲を付す。)</small>	資金払込店名	証票提出先名	証票等承継店名

(日銀使用欄)

システム適用日	
---------	--

(備考)

1. 廃止日の一か月前を目途に、復託および復々託に関する契約締結先の本店の所在地を業

務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。なお、「復託および復々託に関する契約」とは日本銀行と復託および復々託に関する契約締結先との間に締結した歳入代理店事務の復託および復々託に関する契約をいう。

2. 廃止事由は「店舗廃止」、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」、「店舗内店舗への変更」または「銀行代理業等の契約解除」と記載する（既存の店舗内店舗について歳入復代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。）。これら以外の事由による廃止の場合には本届書は使用しない。
3. 「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

- **付録Ⅲ** の様式第 8 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 8 号 削除

- **付録Ⅲ** の様式第 9 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 9 号 削除

○ **付録Ⅲ** の様式第 10 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 10 号

資金払込店変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(約定先)

(金融機関コード)

--

(代表者)

印

貴行歳入代理店の資金払込店を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

払込店名		(店番号)
新資金払込店名 (新規に資金払込店となる 場合には冒頭に○を付す)	(歳入代理店事務取扱金融機関名) 店	(店番号)
旧資金払込店名	(歳入代理店事務取扱金融機関名) 店	(店番号)
変更年月日	年 月 日 決済分から	
変更事由		

(備考)

1. 新資金払込店は、歳入代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「新資金払込店名」欄または「旧資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の右部分にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

歳入代理店の払込店の所在地	新資金払込店
日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗
日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業務区域内	〃
日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	〃

日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内	〃
日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	〃
日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内	〃
日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	〃

2. 資金払込店変更日の一か月前を目途に本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
3. 対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店が複数ある場合には、「払込店名」欄に「別紙記載の当方の店舗」と記載し、または「新資金払込店名」欄もしくは「旧資金払込店名」欄の「(歳入代理店事務取扱金融機関名) 店」の箇所に「別紙記載のとおり」と記載し、別紙に対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店の店名一覧を添付のうえ、契印を押なつする扱いでよい。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

- **付録Ⅲ** の様式第 11 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 11 号

資金払込店変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託に関する契約締結先) (金融機関コード)

--

(代表者)



貴行歳入復代理店の資金払込店を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

歳入復代理店事務 取扱金融機関名		(金融機関コード)
払込店名		(店番号)
新資金払込店名 (新規に資金払込店となる 場合には冒頭に○を付す)	(復託に関する契約締結先名) 店	(金融機関コード)
		(店番号)
旧資金払込店名	(復託に関する契約締結先名) 店	(金融機関コード)
		(店番号)
変更年月日	年 月 日	決済分から
変更事由		

(備考)

1. 新資金払込店は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「新資金払込店名」欄または「旧資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の右部分にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

歳入復代理店の払込店の所在地	新資金払込店
----------------	--------

日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗
日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業務区域内	〃
日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	〃
日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内	〃
日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	〃
日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内	〃
日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	〃

2. 資金払込店変更日の一か月前を目途に、日本銀行本店に提出する。
3. 対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店が複数ある場合には、「払込店名」欄に「別紙記載の（歳入復代理店事務取扱金融機関名）の店舗」と記載し、または「新資金払込店名」欄もしくは「旧資金払込店名」欄の「（復託に関する契約締結先名）店」の箇所に「別紙記載のとおり」と記載し、別紙に対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店の店名一覧を添付のうえ、契印を押なつする扱いでよい。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、「金融機関コード便覧」（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。

- **付録Ⅲ** の様式第 12 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 12 号

資金払込店変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託元金融機関)

(金融機関コード)

(代表者)

_____ 

貴行歳入復代理店の資金払込店を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

払込店名		(店番号)
新資金払込店名 (新規に資金払込店となる 場合には冒頭に○を付す)	(復託元金融機関名) 店	(金融機関コード)
		(店番号)
旧資金払込店名	(復託元金融機関名) 店	(金融機関コード)
		(店番号)
変更年月日	年 月	日決済分から
変更事由		

(備考)

1. 新資金払込店は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「新資金払込店名」欄または「旧資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の右部分にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

歳入復代理店の払込店の所在地	新資金払込店
日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店また左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗
日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業務区域内	〃

日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	〃
日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内	〃
日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	〃
日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内	〃
日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	〃

2. 資金払込店変更日の一か月前を目途に、復託元金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
3. 対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店が複数ある場合には、「払込店名」欄を「別紙記載の当方の店舗」とし、または「新資金払込店名」欄もしくは「旧資金払込店名」欄の「(復託元金融機関名) 店」の箇所に「別紙記載のとおり」と記載し、別紙に対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店の店名一覧を添付のうえ、契印を押なつする扱いでよい。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

○ **付録Ⅲ** の様式第 13 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 13 号

資金払込店変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託および復々託に関する契約締結先) (金融機関コード)

(代表者)

印

貴行歳入復々代理店の資金払込店を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

払込店名		(店番号)
新資金払込店名 (新規に資金払込店となる 場合には冒頭に○を付す)	(復託および復々託に関する契約締結先名) 店	(金融機関コード)
		(店番号)
旧資金払込店名	(復託および復々託に関する契約締結先名) 店	(金融機関コード)
		(店番号)
変更年月日	年 月 日	決済分から
変更事由		

(備考)

1. 新資金払込店は、歳入復々代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「新資金払込店名」欄または「旧資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の右部分にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

歳入復々代理店の払込店の所在地	新資金払込店
日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗
日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業	〃

務区域内	
日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	〃
日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内	〃
日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	〃
日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内	〃
日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	〃

2. 資金払込店変更日の一か月前を目途に、復託および復々託に関する契約締結先の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
3. 対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店が複数ある場合には、「払込店名」欄に「別紙記載の当方の店舗」と記載し、または「新資金払込店名」欄もしくは「旧資金払込店名」欄の「(復託および復々託に関する契約締結先名) 店」の箇所に「別紙記載のとおり」と記載し、別紙に対象となる払込店、新資金払込店または旧資金払込店の店名一覧を添付のうえ、契印を押なつする扱いでよい。
4. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
5. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

- **付録Ⅲ** の様式第 14 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 14 号

証票提出先変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(約定先)

(金融機関コード)

(代表者)

_____ (印)

貴行歳入代理店の証票提出先を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

払 込 店 名		(店番号)
新証票提出先名	日本銀行	店
旧証票提出先名	日本銀行	店
変 更 年 月 日	年	月 日受入分から
変 更 事 由		

(備考)

1. 新証票提出先は、歳入代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

歳入代理店の払込店の所在地	新証票提出先
日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内	日本銀行札幌支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	日本銀行仙台支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内	日本銀行名古屋支店または歳入代理店の払

	込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	日本銀行大阪支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内	日本銀行広島支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	日本銀行福岡支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店

2. 証票提出先変更日の一か月前を目途に、本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
3. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
4. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

- **付録Ⅲ** の様式第 15 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 15 号

証票提出先変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託に関する契約締結先) (金融機関コード)

--

(代表者)



貴行歳入復代理店の証票提出先を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

歳入復代理店事務 取扱金融機関名		(金融機関コード)
払込店名		(店番号)
新証票提出先名	日本銀行	店
旧証票提出先名	日本銀行	店
変更年月日	年	月 日受入分から
変更事由		

(備考)

1. 新証票提出先は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

歳入復代理店の払込店の所在地	新証票提出先
日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内	日本銀行札幌支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	日本銀行仙台支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内	日本銀行名古屋支店または歳入復代理店の払込

	店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	日本銀行大阪支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内	日本銀行広島支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	日本銀行福岡支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店

2. 証票提出先の変更日の一か月前を目途に、日本銀行本店に提出する。
3. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
4. 店番号とは、「金融機関コード便覧」（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。

○ 付録Ⅲ の様式第 16 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 16 号

証票提出先変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託元金融機関)

(金融機関コード)

(代表者)

印

貴行歳入復代理店の証票提出先を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

払 込 店 名		(店番号)
新証票提出先名	日本銀行	店
旧証票提出先名	日本銀行	店
変 更 年 月 日	年	月 日受入分から
変 更 事 由		

(備考)

1. 新証票提出先は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

歳入復代理店の払込店の所在地	新証票提出先
日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内	日本銀行札幌支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	日本銀行仙台支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内	日本銀行名古屋支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	日本銀行大阪支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の	日本銀行広島支店または歳入復代理店の払込

業務区域内	店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	日本銀行福岡支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店

2. 証票提出先変更日の一か月前を目途に、復託元金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
3. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
4. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）

- **付録Ⅲ** の様式第 17 号を次のとおり改める（全面改正）。

様式第 17 号

証票提出先変更届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(復託および復々託に関する契約締結先) (金融機関コード)

(代表者)



貴行歳入復々代理店の証票提出先を下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

払込店名		(店番号)
新証票提出先名	日本銀行	店
旧証票提出先名	日本銀行	店
変更年月日	年	月 日受入分から
変更事由		

(備考)

1. 新証票提出先は、歳入復々代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

歳入復々代理店の払込店の所在地	新証票提出先
日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内	日本銀行本店または歳入復々代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内	日本銀行札幌支店または歳入復々代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内	日本銀行仙台支店または歳入復々代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内	日本銀行名古屋支店または歳入復々代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内	日本銀行大阪支店または歳入復々代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の	日本銀行広島支店または歳入復々代理店の払

業務区域内	込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店
日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内	日本銀行福岡支店または歳入復々代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店

2. 証票提出先変更日の一か月前を目途に、復託および復々託に関する契約締結先の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本店または支店に提出する。
3. 届出の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。
4. 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている銀行代理業者等の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）